

別記 5（1）

定年帰農者等支援事業

第 1 事業の目的

中山間地域を中心に高齢化や人口減少が進む地域では、地域の農地や農業生産活動の維持に向けては担い手だけでなく、定年等を機に営農を開始する者や経営を引き継いで数 ha 規模の生産活動を行う個人農家（以下定年帰農者等という。）を支援・育成していく必要がある。この定年帰農者等の経営を早期に安定させ、必要な機械等整備を支援することで地域の話合い・合意（地域計画）に基づいて、農地を維持していくことを目的とする。

第 2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な定年帰農者等の経営確立のための水稻経営に係る活動助成および機械等の整備に要する経費に対し、支援を実施する。

支援回数について、原則、1 回限りとするが、補助上限額に満たない事業実施主体においては、次年度以降その上限額まで申請できるものとする。

なお、担い手不在集落は、島根県農林水産部農業経営課が実施する「センサス集落別担い手状況調査（事業実施前年度調査）において、「上記担い手がいない集落 7」に該当する集落（以下担い手不在集落）とする。

第 3 交付対象となる要件等

- 1 この事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、地域の話合い・合意（地域計画）に基づいて、農地集積や受託作業により地域の農地維持に貢献する定年帰農者等で、以下の条件を満たす者とする。
 - （1）地域計画の「農業を担う者」に位置付けられていること※1。
 - （2）新たに営農を開始する者もしくは新たに経営を引き継ぐ者で事業採択時に 67 歳未満であること。
 - （3）事業開始後 5 年以内に 5ha 以上の経営を計画すること。

受託作業がある場合は基幹作業 1 作業あたり面積を 1/3 として経営面積に入れること。2 期作などを行っている場合、経営面積として延べカウントはしない。
 - （4）機械・施設等を整備する場合は、農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行う者又は取り組もうとする者であること。この場合において、農林産物にあっては島根の県産品認証制度（美味しまね認証）を交付決定後 1 年以内に取得し、農場管理を行い、非食用農産物にあっては農林水産省が策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」その他作物（非食用）に準拠した農場管理を行うこと。

2 助成内容、金額等

（1）活動助成

定年帰農者等が事業実施計画に基づいて農業経営を開始した場合に月額 3 万円を上限として開始月から 12 か月以内で予算の範囲内において助成する。

また、妊娠・出産又は災害により農業経営を休止する場合は、1 度の妊娠・出産又は災害につき最長 1 年の休止期間を設けることができる（夫婦それぞれが定年帰農者等として農業経営を行う妻が妊娠・出産により休止する場合を除く。）。また、妊娠・出産又は災害により休止する場合は、その休止期間と同期間、助成期間を延長で

きるものとする。この手続きについては第4（1）及び（2）に定める事務手続きに準じ、知事に提出するものとする（別記5（1）様式第4号、5号）。

（2）機械・施設等整備

定年帰農者等が整備しようとする機械・施設等については交付要綱別表5（1）のとおりとする。なお、導入しようとする年度の予算の範囲内において助成する。

第4 事業の実施等の手続き

事業実施手続きは、以下により行うものとする。

- （1）事業実施主体は、市町村長、地域農業再生協議会長または地域担い手育成総合支援協議会長（以下、「市町村長等」という。）が別に定める交付要綱に基づく交付申請書に、事業実施計画書（別記5（1）様式第1号）及び事業計画書（別記5（1）様式第2号）を添付して、市町村長等に提出する。
- （2）市町村長等は、事業実施主体から事業実施計画書の提出があったときには、次に掲げる要件をすべて満たすことを確認し、適当と認めたときは、知事に提出する。
 - ア 事業実施主体が、地域計画の農業を担う者に位置づけられ※1、現状面積からの拡大を図り、事業開始後5年以内に5ha以上の経営を計画していること。
 - イ 事業実施主体が、別記5（1）別表（配分基準表）において今後達成することの項目をポイント化している場合において、事業実施年度から5年度目までに達成することを成果目標として設定していること。但し、担い手不在集落で営農を開始する場合は事業実施年度中に営農を開始すること。
- （3）事業実施主体は、交付要綱第4に規定される重要な変更を行おうとするときには、（1）及び（2）に準じて行うものとし、別記5（1）様式第3号に事業変更計画書（別記5（1）様式第2号）を添付して提出する。
- （4）市町村長等が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第5に基づき、概算払請求書（様式第4号）をセンター等を経由して知事に提出するものとする。
- （5）市町村長等は、事業が完了したときは、交付要綱第6に基づき、完了報告（様式第5号）をセンター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。
- （6）本事業を実施した事業実施主体は、市町村長等に当該事業の実績を報告するものとする。
 - ア 事業実施主体は、別記5（1）様式第6号に事業実績報告書（別記5（1）様式第2号）を添付して提出するものとする。
 - イ 当該実績報告書は、（1）及び（2）に定める事務手続きに準じ、知事に提出するものとする。
- （7）事業実施主体は、事業が完了した年度の翌年度から5年間、経営状況報告書（別記5（1）様式第7号）及び目標達成状況報告書（別記5（1）様式第8号）を、毎年4月末までに市町村長等に提出するものとする。
- （8）市町村長等は、事業実施主体から提出のあった経営状況報告書及び目標達成状況報告書について、必要に応じて確認・指導を行い、適当と認めたときは5月末までに知事に提出するものとする。

第5 事業の評価

市町村長等は、事業実施主体が別記5（1）別表（配分基準表）の目標に係る項目③をポイント化している場合であって、事業実施年度から5年度目までに達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、事業の中止を含め適切な措置を実施することとする。

なお、目標年度における成果目標が達成されるまでは、目標達成状況報告書（別記5（1）様式第8号）による報告を継続し、事業実施主体に対し継続的に助言・指導を行うものとする。

また、過去に本事業を活用し設定した目標に係るポイントについては、目標達成するまで同一のポイントは使用できないものとする。

第6 県の助成措置等

県は、事業実施前に本事業の実施に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が予算額を上回る場合には、事業実施主体が別記5（1）別表（配分基準表）を基に算出したポイントの高い者から順に一次審査を通過させ、成果目標の妥当性や規模決定根拠等について総合的に審査した上で採択の可否を判断する。

第7 事業成果のフォローアップ

- （1）目標達成状況報告において目標達成率が著しく低いもの等については、別に定めるところにより適切な措置を講じるものとする。
- （2）経営状況報告に基づき、知事は必要に応じて調査を行うことができる。

第8 返還

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業実施対象者は助成金の全部もしくは一部を返還しなければならない（ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市町村等が認めた場合はこの限りではない）。

- （1）この事業により導入された機械等が目的以外に使用されていると認められる場合。
- （2）虚偽の申請等を行った場合。

※1 営農開始後間もないため地域計画の農業を担う者に掲載されていない場合は、事業実施年度中に掲載されること

別記5（1）別表（配分基準表）

定年帰農者等支援事業（機械・施設等整備） 配分基準項目

営 農 環 境			
①	中山間での営農	営農（作業受託含む）している主たる地域が中山間地域※ ₁ である	5
②	地域ビジョン	地域で作成した地域ビジョン※ ₂ に基づく取組である	7
規 模 拡 大			
③	面積の拡大	(ア) 営農開始時点の経営面積が5ha未満であり、かつ、事業実施5年度目までに5ha以上の経営を行う（拡大率50%以上）	4
		(イ) 営農開始時点の経営面積が5ha未満であり、かつ、事業実施5年度目までに5ha以上の経営を行う（拡大率50%未満）	2
広 域 化			
④	広域での農地維持※ ₃	(ア) 事業実施の翌々年度までに新たな集落で営農（基幹作業の受託含む）する	3
		(イ) (ア)のうち事業実施主体の所在地から当該農地まで概ね5km以上の集落で営農（基幹作業の受託含む）する	2
⑤	担い手不在集落	事業実施当年度中に担い手不在集落で営農または受託作業を開始する※ ₄	3

※1 中山間地域＝5法指定＋中山間活性化条例で指定する地域で、導入される機械の5割以上が利用されること

※2 地域ビジョンはひとつくり、ものづくり、農地利用についての取組の方向性と 具体的なプラン（活動項目）を形にして地域で共有されたもの

※3 複数選択可

※4 事業実施年度以前から担い手不在集落で営農を行っている場合も可。受託の場合は基幹3作業すべてを行うこと。

別記 5 (1) 様式第 1 号

令和 年 月 日

市町村長
(地域協議会長)

事業実施主体名
住 所
氏 名

令和 年度定年帰農者等支援事業実施計画書

このことについて、事業を実施したいので、下記のとおり事業計画書を提出します。

1 定年帰農者等支援実施計画内訳書

定年帰農者等 氏名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		

(注) 定年帰農者等支援事業計画書(別記5(1)様式第2号)を添付する

別記 5（1）様式第 2 号

令和 年度定年帰農者等支援事業（変更）計画（実績報告）書

1 事業実施主体の概要

		市町村名		
ふりがな	性別	生年月日		
氏 名	男・女	S・H	年	月 日（満 歳）
ふりがな				
現住所（〒 ）				
略 歴（中学校卒業以降の学歴・職歴を記載）				

2 生計を一にする家族

氏 名	続柄	年齢	氏 名	続柄	年齢

3 営農実践の考え方

1)就農しようとする理由

2)農業に関する経験等(過去に研修受講等がある場合は記入)

3)営農を開始する時の機械等

所有する主な施設・機械

種別	規模能力	数量	取得年月	摘要
				所有・貸借
				所有・貸借

4) その他(販売先等)

4 事業実施計画（実績）

交付要綱の別表5（1）に掲げる事業実施主体のうち、実施する事業について記入する。（実施予定のない事業項目の削除及び変更の場合は変更理由を明記すること）

なお、以下の資料については、原則全ての事業に共通して提出すること。

実施計画書

事業費積算資料、収支計画、作付体系図、機械作業体系図、規模決定根拠資料、実施設計書、見積書、カタログ、地域計画 等

※事業費積算資料には、参考様式（別記5（1）参考様式1）があります。

実績報告書

事業費積算資料、契約書、納品書、請求書、領収書、出来高設計書、写真 等

※事業費積算資料には、参考様式（別記5（1）参考様式1）があります。

【別表5（1）の「事業実施主体」の計画（実績）】

①地域の現状、課題

②営農計画（実績）

年 度	自営面積 (ha) (A)	受託面積 (ha) (B)	合計面積 (ha) (A)+(B)	品 目	営農範囲 (センサス集落 名)
事業実施年度 令和 年					
2年度目 令和 年					
3年度目 令和 年					
4年度目 令和 年					
5年度目 令和 年					

※実績報告の際は計画を括弧書きで上段に記載すること

※合計面積に受託面積を含める場合は基幹作業1作業につき1/3に面積換算すること

③営農を開始する担い手不在集落(②の面積の内数)

市町村名	担い手不在集落名・地番	品目	摘要
			所有・利用権
			所有・利用権

※担い手不在集落で営農する場合のみ記入

④事業費

円（うち県補助金： 円）

⑤添付書類

実施計画書

- ・農業を担う者に位置づけられたことが分かる地域計画書
- ・事業実施主体が経営を引き継いだ場合は、そのことが分かる書類（青色申告書等）
- ・地域ビジョン（別記5（1）参考様式2）（別記5（1）別表②をポイント化したとき）
地域で共有されたことがわかる書類を添付
- ・担い手不在集落で賃貸借の設定をしたことがわかる書類の写しおよび地番のわかる書類の写し（担い手不在集落で営農する場合のみ）
- ・「国際水準GAP」又は「安全で美味しい島根の県産品認証制度（美味しまねゴールド認証）」の取得状況、取得に向けた計画等が分かる資料（別記5（1）参考様式3）
- ・5ha以上へ経営面積を拡大する予定のエリアが分かる地図

3 成果目標

成果目標	実施年度 令和 年	2年度目 令和 年	3年度 令和 年	4年度 令和 年	5年度目 令和 年
経営面積					
うち受託 面積					
拡大面積					
うち受託 面積					

※成果目標の欄には、今後の取組に基づきポイント化した項目に対する目標項目を記載すること

※経営面積に受託作業面積を含める場合は基幹作業1作業につき1/3に面積換算すること

※受託作業で担い手不在集落に入った場合は基幹3作業（耕起、田植え、収穫）をすべて行った場合のみ、担い手不在集落での営農とみなす

別記 5（1）様式第 3 号

令和 年 月 日

市町村長 様
(地域協議会長)

事業実施主体名
住 所
氏 名

令和 年度定年帰農者等支援事業変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり変更したいので、別添のとおり提出します。

記

1 変更の理由

2 変更計画書

(注) 定年帰農者等支援事業変更計画書（別記 5（1）様式第 2 号）を添付する。

別記 5（1）様式第 4 号

令和 年 月 日

〇〇市町村長 様

住所
氏名

休 止 届

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり事業を休止しますので、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記 5（1）第 3 の 2 の（1）の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
休止理由	

添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明書等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

別記 5（1）様式第 5 号

令和 年 月 日

〇〇市町村長 様

住所
氏名

再 開 届

「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業(定年帰農者等支援事業)を再開しますので、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援費補助金交付要綱別記 5（1）第 3 の 2 の（1）の規定に基づき再開届を提出します。

休止期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
再 開 日	令和 年 月 日
助成残期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

別記 5 (1) 様式第 6 号

令和 年 月 日

市町村長
(地域協議会長)

事業実施主体名
住 所
氏 名

令和 年度定年帰農者等支援事業実績報告書

このことについて、別添のとおり提出します。

(注) 定年帰農者等支援事業実績報告書(別記5(1)様式第2号)を添付する。

別記 5 （ 1 ） 様式第 6 号（別添）

作業内容報告書

1 作業内容

年月	作業日数	内 容
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
作業日数 合計		

別記 5（1）様式第 7 号

令和 年度定年帰農者等支援事業経営状況報告書

事業実施主体名	
---------	--

【別表 5（1）の「事業実施主体」の欄に掲げる計画（実績）】

①事業実施年度：令和 年度

②整備した内容：

③営農実績

年 度		面 積 (ha)	品 目	営農範囲 (センサス集落名)
事業実施年度 令和 年	計画			
	実績			
2 年度目 令和 年	計画			
	実績			
3 年度目 令和 年	計画			
	実績			
4 年度目 令和 年	計画			
	実績			
5 年度目 令和 年	計画			
	実績			

※各報告事項については、事業年度ごとに記載すること

※実施した事業分のみ記載すること

※添付資料

当該年度の事業実施主体の事業内容、決算状況等がわかる資料（決算書や確定申告書等）

別記 5（1）様式第 8 号

年 月 日

市町村長
(地域協議会長) 様

事業実施主体名
住 所
氏 名

令和 年度定年帰農者等支援事業目標達成状況報告書

このことについて、別記 5（1）の第 4 に基づき、報告します。

（注）目標達成状況及び、決算書等の経営状況が分かる資料の写しを添付する。

目標達成状況

事業実施主体名	
---------	--

1 目標達成状況

目標		実施年度 令和 年	2年度目 令和 年	3年度目 令和 年	4年度目 令和 年	5年度目 令和 年
経営面積	計画					
	実績					
事業実施 年度以降 に拡大し た面積	計画					
	実績					
担い手不在 集落	計画					
	実績					

※目標欄には、ポイント化により設定した項目を記載すること。

※目標未達成の場合は「－」と記入すること。

※担い手不在集落での営農をポイント化した場合はその集落名

2 特記事項

(別記5 (1) 参考様式1)

定年帰農者等支援事業費積算資料

事業実施主体名	
---------	--

機械等導入一覧

整備名	能力・規模等（○馬力）、○条刈、○台等）	事業費（円）	うち県補助金（円）	備考 （消費税込み・別等）
合 計		0	0	

〇〇地域の営農ビジョン（参考例）

1 組織・地域の目指す姿

ポイント②

組織・地域が目指す大きな方向性・仕組み（スローガン）を記入。

ポイント①

ビジョン作成日とビジョンづくりの主体を記入。

みんなで協力し、支えあうことで、地域全体の農業と農地を守っていく

2 組織・地域の将来像のイメージ

ポイント③

組織・地域で実際に出た意見（できたらいいと思うこと）を記入。
※ひとづくり、ものづくり、農地利用について取組の方向性が明記されていること

ひとづくり

- 新たな若手専従者を確保！
- 女性や高齢者が活躍できる組織づくり！

ものづくり

- 受け入れた若手専従者は、広域連携組織のドローンオペレーターと法人の仕事で収入を確保！
- 女性や高齢者が参加できる野菜づくりにチャレンジ！

農地利用

- 「守る農地」を自分たちで決めて次世代に引き継ぐ！
- 畦畔管理は非農家も協力したサポート体制で！（草刈り応援隊）

ポイント④

組織・地域で出た意見（できたらいいと思うこと）の中で、具体的に何を始めるか、優先順位をつけて実践していく活動を記入。
※申請に係る活動計画が明記されていること

3 活動計画

区分	具体的な取組	取り組み開始予定	
		今すぐに	将来（5年以内）
ひとづくり	■UIターンフェアや就農相談会に参加（県内外から人材確保） ■新たな農業人材の確保、育成に向けて草刈研修会を開催 ．．．．．	● ●	
ものづくり	■タマネギの試験栽培 ■ドローン防除：地域外の受託も合わせて面積拡大（現状：〇ha⇒目標：〇ha） ■地区外に向けて地元のこだわり米を販売	●	● ●
農地利用	■畦畔管理の省力化に向けた実証（センチピードグラス吹付等）に取組む ■草刈り応援隊を結成し、試行的な取組を開始 ．．．．．	● ●	

(別記 5 (1) 参考様式 3)

「国際基準 G A P ・ 美味しまね認証」 への取組状況

作目名

取り組み状況	チェック欄 (該当に○)	
農林産物の場合は、既に美味しまね認証（ゴールド）を取得している。 非食用農産物の場合は、農林水産省が策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」その他の作物（非食用）に準拠した農場管理に取り組んでいる。また、繁殖牛は、県が策定した「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理」に準拠した農場管理に取り組んでいる。		認証取得時期 年 月
農林産物の場合は、美味しまね認証（ゴールド）の 1 年以内の取得に向けて農場管理の改善に取り組んでいる。 非食用農産物の場合は、農林水産省が策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」その他の作物（非食用）の準拠に向けた農場管理の改善に取り組んでいる。また、繁殖牛は、県が策定した「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理」の準拠に向けた農場管理の改善に取り組んでいる。		認証取得予定時期 年 月